

第1228回 高知市教育委員会11月定例会 議事録

1 開催日 令和元年11月20日（水）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第43号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
について（継続審議）

日程第3 市教委第44号 高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

日程第4 市教委第45号 高知市運動場条例施行規則の一部改正について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育次長	高 岡 幸 史
	参事スポーツ振興課長事務取扱	永 野 哲 也
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	学校教育課学力向上指導監	岡 本 伸 浩
	教育環境支援課長	岩 原 圭 祐
	教育研究所長	近 森 夏 彦
	教育政策課長補佐	濱 田 光
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	学校教育課指導主事	森 岡 亮
	教育政策課主任	西 村 夏 海

1 令和元年11月20日（水） 午後3時～午後3時35分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時00分

山本教育長

ただいまから第1228回高知市教育委員会11月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は野並委員，お願いいたします。

野並委員

はい。

山本教育長

それでは，議案審査に移ります。

日程第2 市教委第43号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題とします。この件については，前回11月12日の臨時会からの継続審査となっております。前回の臨時会において委員の皆様からいただいたご意見を受け修正した箇所について，3事業続けて説明させていただきます。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課学力向上指導監

対象事務1「学力向上対策～学力向上推進室の取組の充実～」についての点検及び評価について報告いたします。先日の11月臨時会でいただいたご意見及びご指摘を基に，6ページから8ページの提言①から⑥，9ページの様式1を中心として加筆修正等を行いました。変更箇所を中心に説明いたします。

報告書の5ページをお開きください。「4 見直し」の(1)については，下から2行目について，「学習課題解決のための授業改善についての指導を行う」という趣旨であることから「指導改善」であったものを「授業改善」についての指導という内容に修正しました。

6ページをお開きください。点検・評価委員の方からいただいた，6つの提言に対する取組・対応等について説明いたします。まず，提言の順番を変更しました。前回，提言⑤であった「これまでの学力向上対策の取組の成果及び課題の分析内容の蓄積並びに一般化」を提言②に繰上げ，以降を順次繰り下げました。

提言①「各学校への指導主事や推進員の訪問を通じた経営的な側面に対する支援の拡充」

本年度，学力向上推進員による学校経営計画に関する訪問回数を，昨年度の年間3回から4回に拡大し，学校経営計画の作成，中間検証，改善等についての支援体制をより充実させました。

また，増加する若年教員の育成についても，学力向上推進員による初任者教員への年間5回の訪問指導と併せて，指導主事による若年教員の授業づくりへの指導及び助言を通し，若年教員の研修にベテラン教員が関わる場面を意図的に設けるなど，学校の組織的な研究推進体制の確立を目指していきたいと考えております。

提言②「これまでの学力向上対策の取組の成果及び課題の分析内容の蓄積並びに一般化」

昨年度，学力向上推進室が重点的な訪問指導を行った小学校12校のうち9校，中学校8校のうち5校において，全国調査で全国平均や自校の前年の結果を上回るなどの成果が見られています。成

果があった学校において共通して見られた、学校長のリーダーシップや、学力向上推進室の訪問指導の積極的な活用による組織的な授業改善の取組を広く普及していきたいと考えております。

また、推進室がこうした支援訪問を重ねる中で、蓄積された指導の手段や手法等を指導主事が共有し、改善を加えながら多くの学校への支援訪問に活用していきたいと考えております。

なお、前回ご助言をいただいた、成果指標として「重点訪問校における成果」に着目することについては、今後検討していきたいと考えております。

提言③「学校訪問によって得られた情報のデータベース化による活用」

学力向上推進員による、「学校経営計画」に係る訪問及び初任者指導に係る訪問については、訪問記録をデータ化し、蓄積することで、現状把握や変遷を確認することができるようになっております。こうした情報と併せて、各種学力調査等の結果や、学校への支援訪問も含めた様々な情報を精選及び集約してデータベース化することは有効なので、学校支援において活用できるものと考えております。

提言④「全国学力学習状況調査結果の多面的な分析」

国語や算数・数学などの教科に関する調査の結果については、詳細に分析し、校長会等を通じて課題と対策等の情報を提供するとともに、指導主事等が学校を訪問し、学校個別の結果分析を基に、課題改善に向けた取組の方向性を示しています。

また、児童生徒や学校に対する生活習慣や学校環境に関する質問紙調査の結果から、児童生徒の学力と密接な関係にある家庭学習や生活の習慣等についても、引き続きリーフレットを作成して保護者や市民に対して周知を図り、家庭における具体的な支援や協力をお願いしていきたいと考えております。本年度版についても、現在、印刷業者の選定の段階に入っております、2学期末の学校の懇談日を通じて各家庭に配付する予定です。

提言⑤「指導主事及び学力向上推進員の円滑な学校訪問指導に対するさらなる学校体制づくりー学力向上対策推進のための予算獲得（人員配置含む）ー」

教員の新規採用者の増加に伴い、若年教員を中心とした資質・指導力の向上に関わる指導主事や学力向上推進員の存在は、その重要度が増しております。

教材研究や授業づくりにおいて、指導主事が適切な助言等を行い、授業が変わり、子供たちが変わることで、学校から学力向上推進室が高く評価されることが、円滑な学校訪問指導につながると考えております。

また、学力向上対策の推進において、教員の教材研究等の授業準備の時間の確保は重要です。教員の増配置等の人的配置の充実は、最も効果のあるものの一つです。したがって、県教育委員会への教員の増配置の要望とともに、市単独予算で配置される補助員・支援員等の増配置についても努力していきたいと考えております。

提言⑥「学校教育活動以外の学力向上対策事業等（チャレンジ塾、放課後学習室等）の情報の把握」

学力向上推進室が授業づくりに関わる中で、授業だけでは学力の定着が困難で、個別の支援が必要な児童生徒への手立ては大きな課題であることを改めて認識しております。教員は日々、個別指導を通して学力の向上に努めていますが、家庭の協力を得ることが難しいなど、厳しい環境にある子供たちにとっては放課後や学校外での学習支援は重要なものとなっております。

こうした学習支援については、国及び県からの補助を受けて支援員を配置し、放課後学習支援を行うことと併せて、小学校では放課後児童クラブや放課後学習室、中学校では健康福祉部と教育委員会が協力しながら高知チャレンジ塾といった学習支援も行っております。

本市の学力向上において、学力の底上げは大きな課題であり、こうした「放課後等学習支援員事業」をはじめとする様々な学習支援施策の状況についても把握に努めたいと考えております。

最後に9ページの様式1については、「5 評価」の「評価内容」について学力向上の取組に当たっての「学校経営」の重要性から、明確に示すよう加筆いたしました。

説明は以上です。

教育研究所長

「特別支援教育の充実」の前回から変更した点について説明いたします。10ページをご覧ください。

まず、「1 計画」「(1)目標」の3行目から5行目にかけて、「学級担任の状態に応じて重点訪問（経験の浅い担任等が対象）や集中訪問（学校長の要請により、学級経営に苦慮していると思われる担任等が対象）を行い」とし、重点訪問と集中訪問の対象を追記いたしました。

次に、12ページの「4 見直し」です。「(2)改善策の検討」の3行目、「関係機関（福祉や医療等）との連携した支援会」を「関係機関（福祉や医療等）と連携した支援会」に、また、点検・評価委員の意見・提言への対応の6行目の「おそれ」は「漢字」を「ひらがな」に変更いたしました。

続きまして13ページ、【提言①に対応する取組】にある2カ所の変更は、前回、訂正いたしました。

次に、15ページの下の方、提言⑥についての項目です。まず、「提言⑥ 特別支援教育相談担当の心理士の活用」としていたものを、「活用」を「支援の充実」と変えて、「特別支援教育相談担当の心理士による支援の充実」という表現に変更いたしました。

そして、【提言⑥に対応する取組】については、「検査結果等を保護者に伝える際の工夫や保護者への支援、また、担任教員への支援についての説明が必要である」との指摘を受け、下から3行目にあるように、「その結果から分析を行い、保護者と教員に対して指導主事と共に教育相談を行っている。心理検査等の分析結果に基づいて、保護者へ児童生徒の特性について説明する際には、豊富な経験により保護者の思いに寄り添った対応を行い、家庭の中でできる支援についても丁寧に説明を行うことで、保護者に安心感を持たせるようにしている。そして、教員に対しては、その児童生徒の特性に応じた具体的な支援についての説明に併せて、周りの児童生徒への支援についての指導及び助言を的確かつ具体的に行っている。」という内容に変更いたしました。

次に17ページです。点検・評価シートの「1 事業の目的・概要等」の中の【達成すべきレベル】を「年間を通じて定期訪問を57校で実施、また、12月末までに重点訪問を20校（200回）、集中訪問を20校（100回）で実施する。本年度中に、知的障害教育における公開授業研究を3校の知的障害特別支援学級、また、自立活動の公開授業研究を2校の自閉症・情緒障害特別支援学級で実施する。」とし、期日を明確にするとともに、文章をつなげるようにいたしました。

次に、「2 成果」には、文頭を「7月末段階で」とし、いつの段階の成果であるかを明確にし、終わりに「なお、公開授業研究は9月以降に実施を計画している。」と追記して、7月末段階での予定であることを記述いたしました。

最後に、5の評価にある「つながる」は漢字をひらがな表記にしたものです。

説明は以上です。

教育環境支援課長

続きまして、冊子の19ページ、対象事務3「児童生徒の安全対策の推進」についてです。

教育環境支援課からは、自転車通学時のヘルメット着用のヘルメット着用推進事業について、訂正の部分を中心に説明いたします。

20ページをお開きください。20ページの評価の欄のすぐ下、「助成券の申請数は当初目標を超えており」の「超える」という字の漢字を訂正しております。

それから24ページですが、「提言④ ヘルメット購入代金の補助対象を小学生にまで拡大」に対する取組です。当初、高知市全体での取組として考えるという文言のみでしたが、「この助成事業は、県の補助事業と連携し、」の以降、「自転車通学を行う児童生徒が助成対象となっており、小学

校で自転車通学を許可している対象者についても、助成申請を受けている。本助成事業の対象を、自転車通学をしていない小学生に拡大することは、自転車に乗り始める頃にヘルメット着用を習慣づける良い試みだと考えますが、県の補助事業の対象外となるため、市単独の予算措置が必要となる。自分の身を守るために自転車乗車時にヘルメットを着用する指導は、学校教育を通じてだけでなく、家庭内で親から子に行うための取組として、高知市全域の小学生のヘルメット購入助成事業を行う検討はできないか、この提言を基にくらし・交通安全課と協議をしていく。」と改めております。

以上です。

学校教育課長

学校教育課担当分を説明いたします。修正箇所を網掛けアンダーラインにて示しております。

19ページ10行目の中ほどに校則等とありますが、その前にあった「高知市以外の中学校」を削除いたしました。

19ページ、「1 計画」「(1)目標」の4行目に協議会の正式名称を追記いたしました。

20ページ、「3 点検・評価対象事務の全体評価」の3行目に「令和元年7月24日に第1回」を追記いたしました。

21ページ、「(2)改善策の検討」の6行目「登下校時におけるヘルメット着用の推進に関わる協議会」から「協議会」へ、同じ行にある「更なる」は、ひらがなから漢字に修正いたしました。同じく最終行から3行目の「活動により」を「活動による」として、「児童生徒が」を「児童生徒の自発的な」に修正いたしました。

23ページ、下段の提言①ですが、「学校での交通安全指導に反映させるとともに、生徒の自発的な着用に向けた活動にいかす。」と、2行目から最後にかけて、「周りの大人が一丸となって取り組むことを示し、学校と社会の両面からヘルメット着用を推進する。」を追記いたしました。

24ページの提言②の追記ですが、「単独」の取組に「とどまっている」を追記いたしました。

以上です。

教育政策課長

ブロック塀の改修についての修正点です。21ページからになります。

まず21ページの一番下ですが、漢字の「恐れ」をひらがなの「おそれ」に修正しております。

それと同様に、23ページの提言①の枠から上4行目の「おそれ」、25ページの【提言⑤の対応する取組】の2段落目の「おそれ」も同じようにひらがなにしております。

次に、34ページの点検・評価委員会の意見のところですが、ヘルメットとブロック塀の段落を分けて、段落を変更して並べ替えをしております。今回は34ページの一番下のブロック塀の段落か、一番上のヘルメットの着用促進に関してうんぬんというところなど、同じ丸のところにくっ付いておりましたが、これを分割し前半をヘルメット、後半をブロック塀への提言と整理しました。

ブロック塀については以上ですが、最後に24ページの提言③、職員へのヘルメット着用の呼び掛けのところですが、ここは軽微な文言の訂正をしました。「自転車乗車中」のところですが、以前は「乗用中」と書いていたところを、「乗車中」に訂正しております。それから、「つながる」をひらがなに、「啓発をしていきたい」と書いていたところを、「行っていく」と文言を変更しております。

以上です。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございますか。

西森委員

点検・評価委員からの意見等のところ、28ページの上から本文3行目に、学力向上推進室という言葉が出てきます。その後の用語が学力向上推進室と推進室が少し入り乱れて出てきている気がし

ますが、恐らく同じものですね。その後3行目に出てきて、その後も幾つか出てきますが、推進室という言葉に変わったりしています。29ページとか見ると入り乱れてきますよね。なので、推進室にするならば、それで最初に定義して以下推進室と書くか、あるいは学力向上推進室で通すか、ということをご気付けました。

山本教育長

鍵括弧のあるなしもまだ少し抜かっていますので、整理します。

西森委員

はい。お願いします。

谷委員

24ページのヘルメットのところです。この「提言④ ヘルメット購入代金の補助対象を小学生まで拡大」というところですが、非常に分かりやすくなっていいと思います。しかし、「自分の身を守るために自転車乗車時にヘルメットを着用する指導は、学校教育を通じてだけでなく家庭内で親から子に行うための取組として」となっていますが、結局子供たちという、家庭内の親から子という限定がされているのかなと思いました。祖父母に育てられる子供もいれば、施設で頑張っている子供もいるし、いろいろいます。学校、家庭、地域の3セットで子供を育てると普通言いますよね。そうなってくると、ここのところをどう直すといいのか考えていました。例えば学校というところ、「ヘルメットを着用する指導を、学校、家庭、地域が一体となって子供たちに行う取組として」という書き方にすると納得がいきます。これが一つの案です。もう一つの案としては、学校、家庭、地域ですということの手前にも一杯出ているので、「自分の身を守るため」というところの「取組として」までを省きます。「市単独の予算措置が必要となる」としておいて、行を変えて、「高知市全域の小学生にヘルメット購入助成を行う検討ができないか、今後協議していく」とすると、すっきりすると思いました。この案を参考にご検討いただきたいと思います。

山本教育長

すっきりさせた方がいいかもしれません。

谷委員

いろいろ手前にたくさん書いてあるので、この2行分「取組としてまで」を省いて、いきなり書いた方がすっきりすると思います。

森田委員

先ほどの先生のお話にも私も賛成します。15、16ページの特別支援の提言⑥の文章についてです。16ページの一番上の行で、保護者の話でここに「持たせる」という使役形といいますか、何々させるとあるのが、「保護者が安心感を持てるようにする」という書きの方が良いのではないかと。「保護者に何々をさせる」という書き方に少し疑問を感じました。頑張っている親が、友人にもいるものですから、それだけ感じました。

山本教育長

ほかにご意見はございませんでしょうか。大体、前回の会でいただいたところについては修正をさせていただきました。

委員一同

—————【は ー い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第43号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」は、原案を基本的に了とし、本日の会でのご意見も踏まえ、修正点や字句の整理等については私と事務局で協議し、報告書として取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

それでは、市教委第43号について、報告書の最終のとりまとめは私が行わせていただくことにいたします。

続きまして、日程第3 市教委第44号「高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

参事スポーツ振興課長事務取扱

3ページをお願いいたします。

日程第3 市教委第44号「高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について」です。

趣旨としましては、消費税法等の改正により使用料が変更されたことに伴い、様式を改めるものです。地域における社会体育の普及及び振興を図るために、学校教育上支障がない範囲で、高知市立学校の体育施設を地域住民の体育やスポーツにご利用いただいております。学校体育施設の利用に当たり、照明施設の使用料につきまして、高知市立学校体育施設の開放に係る照明施設使用料条例におきまして、「別表に定める額（別表では1時間1面につき屋内運動場300円、屋外運動場は700円ほかとなっています）によって算定した料金に、消費税法に規定する消費税率に、地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率を加えて得た率に1を加えて得た率を乗じて得た額とする」となっております。使用料につきましては、既に10月1日より消費税率10%が適用になっておりますが、規則の様式の改正が抜けておりました。申し訳ございません。

この規則におきまして、照明施設を利用しようとする者については、5ページの様式第1号「学校照明施設利用券」を発行することになっており、6ページの様式第2号「利用券発行日報」、7ページの様式第3号「利用券交付命令簿兼売上高表」を備え決裁を受けることなどとなっております。

9ページの新旧対象表をご覧ください。「旧」の「様式第1号」についてです。10円券、100円券に変更はありませんが、最も利用の多い2時間利用の額に8%の消費税を加えた640円券や1,510円券、2,160円券、3,240円券の額面を、それぞれ消費税を10%に変更した660円、1,540円、2,200円、3,300円に改めるものです。

10ページ、11ページをご覧ください。文字が小さくて申し訳ございません。「様式第2号」の利用券発行日報、「様式第3号」の利用券交付命令簿兼売上高表については、消費税8%の利用券をお持ちの方が、お持ちの利用券に10円券などで不足額を補って使用される方もいらっしゃるため、券種の増加に伴い行を増やすとともに、券種の利用状況に応じて対応できるよう種別欄の金額を抜くものです。

説明は以上です。

山本教育長

この件につきましては、条例で金額の改定は行っていましたが、本来であれば10月1日に合わせて規則改正も行っておくべきところ、それに伴う様式の改定が抜かっておりました。それを今回改める形で改定をしたものでございます。

何かご意見ご質問等はございますか。

西森委員

先ほどの「乗じる」という言葉が一杯あってよく分からなかったのですが、「新」は大変明確に0.1なので計算が分かりやすいです。しかし、「旧」を見ていくと、640円券と1,510円券というのは、恐らくそれぞれ600円が基礎で8%付いていたのかなとか、1,400円が基礎で8%付いていたのかなという想像をしています。648円、切り捨てるということですか。

山本教育長

消費税は切り捨てになります。

西森委員

切り捨てということですね。648円が8円お安いというか、650円に近いけれど640円だったのかとか、1,500円は1,512円が2円切り捨てだったからまあまあ分からなくはないですが。660円になったこと対しては少し値上げを感じるわけです。

それから、市は消費税納税するのでしょうか。消費税が上がって、上がるという理屈が分からなかったのですが。例えば経費は、消費税が増税になれば当然上がってきますよね。それに対して利用料金が上がるということであって、私ども民間事業者が、消費税が上乘せになったのでお客さんに10月に交渉して回ったのとは違い、実際私たちは納税しますので。ではないですよ。

高岡教育次長

納税はいたしません。地方公共団体は除外団体になっております。

西森委員

行政の使用料が上がるというのは、やはり経費が上がるからという理解ということでしょうね、きっと。分かりました。ありがとうございます。

山本教育長

ほかにご意見等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第44号「高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

異議なしと認めます。よって、市教委第44号は原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第45号「高知市運動場条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

参事スポーツ振興課長事務取扱

12ページをご覧ください。日程第4 市教委第45号「高知市運動場条例施行規則の一部改正について」です。

趣旨としては、野球場売店の使用者を公募により選定するに当たり、5年を限度として運動場市の利用を許可することができるようにするため、規則の一部を改正するものです。

この度、大原町の野球場の1階にある売店が9月末で閉店となったことから、来年4月からの野球場の売店の使用者を公募により選定しようとするものです。

運動場条例において、「教育委員会は必要と認めたときは運動場内での物品の販売を許可することができる」と規定し、規則において、物品販売を許可する区域の種別や利用期間などを規定しております。

14ページ 新旧対照表をご覧ください。

「旧」の第7条2項ですが、「利用期間及びその許可人数は次のとおりとする」として、表は省略しておりますが、利用期間は「4月1日から翌年3月31日まで」となっておりまして、これまでは同じ団体へ1年間の許可を与え、それを更新するような形で長期間にわたり営業が行われてまいりました。今回、新たに売店営業を始めるためには、厨房機器を準備する必要もあり、初期投資費

用の回収には、一定の期間が必要と考えられるため、今年3月に公募を行いました県立春野総合運動公園内の売店及び喫茶店の運営の許可期間が5年間となっていることを参考に、5年を限度として許可を行えるように一部を改正するものです。

以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

趣旨は大変よく分かりました。これがなかった時代は、結局1年ごとに利用許可を更新していたということですか。

参事スポーツ振興課長事務取扱

はい。年度ごとに申請していただいて、許可をしておりました。

西森委員

初回は公募ですか。

参事スポーツ振興課長事務取扱

いや、随分昔のことです。当初の許可をずっと引き継いできたような形で進んできました。

西森委員

はい、分かりました。ありがとうございます。5年ということになれば更新ということはあり得なくて、そこで一旦終わりということですね。

参事スポーツ振興課長事務取扱

そうですね。また新たな公募を実施するということになります。

西森委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

森田委員

ありがとうございます。ほかの施設もほぼ5年だったというお話を聞いておりますが、業者の方のニーズとしては、マーケットというか、大体1年ではなく3、4、5年。5年ぐらいだと手を挙げてくださるかなという、そういうニーズがあるというか。どうなのでしょう。

参事スポーツ振興課長事務取扱

今、この運動場内、総合運動場の中に野球場の売店と、龍馬スタジアムの中には主に競輪のお客さんを目当てにした売店があります。そちらも今、これは来年、1年後になりますが、公募で同じようにずっと同じ許可を継続してきましたので、公平性と透明性の観点から公募で実施しようと考えております。それで、現在許可している許可団体の方々に説明会等も実施をしてきたところですが、その説明会の中でも、やはり一定の1年1年でなくて、5年間程度は許可をいただけないと安定的な経営ができないという声もいただきまして、そんなこともあり、それと春野の実績もありましたので5年間を限度と改めたところです。

森田委員

分かりました。ありがとうございます。

山本教育長

ご意見等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は ー い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第45号「高知市運動場条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第45号は原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時35分

署 名

教育長 _____

4番委員 _____